

遺言と相続について

オフィス・アンヨネ（後藤事務所）

1. 相続の基本原則

(1) 相続の開始時期 相続の開始要件は被相続人の死亡である（民法 882 条）

このため遺言書を書いても、被相続人が生存中であれば、財産使用には何ら影響はありません。

(2) 誰が相続人か 相続人は「血族」と「配偶者」の 2 類型

① 第一類型 . . . 血族

血族には順位があり、先順位の者がいれば、後順位の者は相続人にはならない

- ・ 第 1 順位 被相続人の子（民法 887 条①）、またはその代襲者（民法 877 条①・②）
- ・ 第 2 順位 直系尊属（父母、祖父母など。民法 889 条①一）
- ・ 第 3 順位 兄弟姉妹（民法 889 条①二）またはその代襲者（甥、姪。民法 889 条②）

② 第 2 類型 . . . 配偶者（民法 890 条）

常に第一順位

(3) 相続財産とは

① 相続開始時に被相続人の財産に属した一切の権利義務は、例外を除いてすべて相続人が相続（生活保護受給権、恩給受給権、公営住宅の使用権などの一身専属権は、相続されない）

② 祭祀財産（系譜、祭具、墳墓）は、習慣に従って承継されるが、祭祀主催者の指定は遺言でも可

③ 死亡退職金、遺族年金及び受取人が被相続人自身以外の生命保険金は、原則相続財産に属さない

(4) どのような割合で相続するのか

① 法定相続分（民法 900 条）

法定相続分			
相続順位	血縁相続人		配偶者の相続分
第一位	子	1 / 2	1 / 2
第二位	直系尊属	1 / 3	2 / 3
第三位	兄弟姉妹	1 / 4	3 / 4

② 被相続人は、遺言によって相続分を指定することができる（民法 902 条）

2. 遺言の自由と制限

(1) 遺言自由の原則（民法 961 条・963 条・968 条②・970 条②・1022 条）

- ・ 遺贈 自分の財産を、遺言という最終意思表示によって処分すること
- ・ 「どのように処分するか」、「遺言をする・しない」、「遺言を変更・撤回する・しない」も自由

(2) 遺言の制限

- ・ 遺言能力 遺言をする時に遺言能力を有していなければならない（民法 963 条）
- ・ 遺留分 遺留分は、被相続人の処分によって奪うことができない（民法 1028 条）

配偶者・直系卑属のどちらか一方でもいる場合	相続財産の 2分の1
直系尊属だけの場合	相続財産の 3分の1
兄弟姉妹	遺留分はない

- ・ 公序良俗 「婚姻外の愛人に遺贈したい」は？ ← 状況によって判断（民法 90 条）

3. 遺言の方式

(1) 遺言の種類

普通的方式	<ul style="list-style-type: none">・ 自筆証書遺言・ 公正証書遺言・ 秘密証書遺言
特別的方式	<ul style="list-style-type: none">・ 危急時遺言（死亡危急者遺言・船舶遭難者遺言）・ 隔絶地遺言（伝染病隔離者遺言・在船者遺言）

(2) 普通方式の遺言書

① 自筆証書遺言

自ら手書き（自書）で全文、日付、氏名を記載し、押印して作成

■ 長所と短所

長所	他の人に知られず、費用もかからないこと 文字が書ければ、いつでも、どこでも作成が可能
短所	家庭裁判所の検認手続が必要 発見されない、偽造、改ざんのおそれがある（保管に注意が必要） 内容が曖昧な場合、効力が問題となる 訂正方法が厳格で難しい

■ 自筆証書遺言の書き方と注意点

1. 書き方、用紙、筆記具、文字等
<ul style="list-style-type: none">・ 全文手書き（全文・日付・署名・財産目録）で、パソコン作成は無効・ 用紙について規定はなく、複数枚にわたるときは契印必要・ 筆記具は、鉛筆は改ざんのおそれがあるので万年筆、ボールペン、筆等を・ 文字や文字数には、特に制限はない
2. 日付について・・・作成時、満15歳以上
<ul style="list-style-type: none">・ 確定できる日付ならよく、西暦や元号を用いて具体的に書く・ 「平成〇〇年〇月吉日」は無効・ 前後の遺言が抵触するときは、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみず・ 遺言作成後、被相続人がその財産を処分したときなども同様・ 日付は遺言が撤回されたかどうかの基準
3. 押印とその箇所
<ul style="list-style-type: none">・ 押印に使用する印は、認印でも大丈夫・ 指印（拇印のほか、指頭に墨や朱肉をつけての押印）でも可・ 押印箇所は自署した氏名の下でなく、遺言書を入れた封書の封印でも可
4. 内容訂正
<ul style="list-style-type: none">・ 訂正には厳格な方法が定められており、書き直すほうが良い
5. 封をする
<ul style="list-style-type: none">・ 封筒に入れるかどうかは自由・ 死後見つかりやすく、内容を知られないように遺言書と表書きした封筒に
6. その他
<ul style="list-style-type: none">・ 2人以上の連名で遺言書を書くことは不可（共同遺言の禁止）・ 夫婦でも別々に書く必要

■ 自筆証書遺言の家庭裁判所の検認

- ・ 公正証書遺言以外の遺言書は、遺言者死亡後家庭裁判所への検認の申立が必要
- ・ 封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いでの開封要
- ・ 検認は、遺言書の内容を確認して遺言書の偽造・変造を防止するための手続
- ・ 遺言の無効を主張する場合は、訴訟手続による必要
- ・ 遺言執行には、遺言書に検認済証明書が必要

■ 自筆証書遺言の検認手続

申立人	遺言書の保管者 遺言書を発見した相続人
申立先	遺言者の最後の住所地の家庭裁判所
費用	遺言書 1 通につき収入印紙 800 円 連絡用の郵便切手
必要な書類	申立書 1 通 申立人、相続人全員の戸籍謄本各 1 通 遺言者の戸籍謄本 遺言者の出生に遡るすべての戸籍と相続人を確定させるために必要なすべての戸籍（代襲、第二・第三順位の相続人との関係が証明できる戸籍謄本等）各 1 通

② 公正証書遺言

公正証役場にて、証人 2 人以上の立会いのもと公正証人に作成してもらう遺言書。原本が公正証役場に保管されるため、自筆証書遺言より安全・確実な方法。

■ 長所と短所

長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正証人が遺言者の意思を確認しながら作成 → 争われにくい ・ 家裁への検認手続が不要 ・ 障害等を有する人でも利用しやすく公正証人の出張による作成も可
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正証人への手数料が必要 ・ 遺言の内容を知られたくないときは不向き

■ 作成方法

- ・ 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、その口述を公証人が筆記
- ・ その筆記したものが正確なら遺言者と証人が署名・押印
- ・ 最後に公証人が署名・押印

■ 公正証書遺言の作成費用

遺言の目的たる財産の価額に対応して、その手数料が定められている。

【日本公証人連合会HPより】

目的財産の価額		手数料
～ 1億円	100万円まで	5,000円
	200万円まで	7,000円
	500万円まで	11,000円
	1,000万円まで	17,000円
	3,000万円まで	23,000円
	5,000万円まで	29,000円
	1億円まで	43,000円

■ 証人の関与

自筆証書遺言以外はすべて証人が必要とされ、証人には欠格事由がある。

欠格事由	<ul style="list-style-type: none">・ 未成年者・ 推定相続人および受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族・ 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人
------	--

③ 秘密証書遺言

公証人や証人の前に封印した遺言書を提出して、遺言があることは明らかにしても、内容は秘密にしておくことができる。

■ 長所と短所

長所	<ul style="list-style-type: none">・ 自書でなくてもパソコン等で作成したものでも、点字や代書も可・ 遺言者の署名必ず自署、押印は必須・ 秘密証書遺言の要件を欠いても、自筆証書遺言の要件を充たせば自筆証書遺言として有効
短所	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭裁判所の検認手続が必要・ 費用がかかる・ 公証人は遺言書の保管をしないので、遺言者が保管

■ 作成方法

作成方法	<ul style="list-style-type: none">・ 遺言者が遺言書に署名押印し封筒に入れ、遺言書の押印と同じ印章で封印・ 遺言者が公証人1人と証人2人以上の前に封書を提出・ 遺言書が自分のものであることと自らの住所と氏名を申述・ 公証人が、遺言書提出日付及び遺言者の申述を封紙に記載し、遺言者、証人と共にこれに署名し、押印
------	--

4. 遺言事項

遺言の内容をどうするかは遺言者の自由ではあるが、すべての内容について法的な効力が認められるわけではなく、民法やその他の法律により遺言によって法的な効力が生じる事項が定められている。この法律によって法的な効力が生ずる事項のことを遺言事項という。

(1) 民法による遺言事項

- ① 認知（民法 781 条②） ※
- ② 未成年後見人、未成年後見監督人の指定（民法 839 条①、848 条）
- ③ 推定相続人の廃除、廃除の取消し（民法 893 条、894 条②） ※

- ④ 祭祀承継者の指定（民法 897 条①）
- ⑤ 相続分の指定、指定の委託（民法 902 条①）
- ⑥ 特別受益者に対する持戻しの免除（民法 903 条③）
- ⑦ 遺産分割方法の指定，指定の委託，遺産分割の禁止（民法 908 条）
- ⑧ 相続人相互の担保責任の指定（民法 914 条）
- ⑨ 遺贈（民法 964 条）
- ⑩ 遺言執行者の指定，指定の委託（民法 1006 条①）
- ⑪ 遺言執行者の復任権（民法 1016 条①）
- ⑫ 遺言執行者が複数ある場合の任務の執行（民法 1017 条①）
- ⑬ 遺言執行者の報酬（民法 1018 条①）
- ⑭ 遺言の撤回（民法 1022 条）
- ⑮ 遺留分減殺方法の指定（民法 1034 条）

(2) 民法以外の法律による遺言事項

- ① 一般財団法人の設立（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 152 条 2 項）
- ② 生命保険受取人の変更（保険法 44 条 1 項）
- ③ 信託の設定（信託法 2 条 2 項 2 号， 3 条 2 号）

なお、遺言事項以外で遺言書に記載したい事項は、以下のとおり。

- ・ 葬儀の方法
- ・ 残される配偶者の介護や扶養の方法
- ・ 兄弟協力し合って仲良くすること など

5. その他

(1) 相続人の欠格事項（民法 891 条）

相続秩序を侵害する非行を行った相続人の相続権を、法的にはく奪する制裁である。遺言作成に関しては、③④⑤が該当する。

- ① 故意に被相続人又は同順位以上の相続人を死亡、または死亡させようとした場合

- ② 被相続人が殺害されたのを知って告発や告訴を行わなかった場合
- ③ 詐欺・脅迫によって被相続人の遺言を取り消し・変更を妨げた場合
- ④ 詐欺や脅迫によって被相続人の遺言を取り消し・変更・妨害させた場合
- ⑤ 被相続人の遺言書偽造・変造・破棄・隠蔽した場合

(2) 相続人の廃除（民法 892 条）

相続廃除は、被相続人が「親不孝者に財産を渡したくない」などと思った場合に適用され、家庭裁判所に請求することで可能となる。相続廃除の対象は遺留分を有する推定相続人のみになるため、遺留分が認められていない兄弟姉妹には、相続廃除ができない。兄弟姉妹に財産を渡したくない場合は、遺言書にそのことを記載することになる。

相続廃除の対象となる人物の要点は、以下のようになる。

- ① 被相続人を虐待した
- ② 被相続人に対して、極度の屈辱を与えた
- ③ 被相続人の財産を不当に処分した
- ④ ギャンブルなどを繰り返し、被相続人に多額の借金を支払わせた
- ⑤ 浪費・遊興・犯罪・反社会团体への加入・異性問題を繰り返すなどの親不孝行為
- ⑥ 重大な犯罪を起こし、有罪判決を受けた（一般的には、5年以上の懲役判決）
- ⑦ 愛人と同棲するなどの不貞行為をする配偶者
- ⑧ 財産目当ての婚姻関係
- ⑨ 財産目当ての養子縁組

(3) 寄与分（民法 904 条の 2）

寄与分は、共同相続人の中で被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした者がいるときは、被相続人の財産からその寄与した分を差し引いたものを相続財産とし、その者の相続分は算定相続分に寄与分を加えた額とするもの。この寄与分については共同相続人の協議によって定めるのが原則となっているため、共同相続人間の協議が調わないときは、家庭裁判所が決定することとなる。

寄与分は相続分の修正であり、寄与者は相続人であることを前提としていることには注意が必要で

あり、愛人、内妻、長男の嫁などはいくら寄与しても寄与分は認められない。

以上のようなことから、民法の規定によって寄与分が認められるためには共同相続人全員の意見がそろうという高いハードルがあることから、寄与者に財産を残すには遺言を残す必要がある。